

第7回会議議事録

期 日 平成16年6月30日（水）
ところ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村任意合併協議

○事務局（羽田野）

本日はお忙しい中、中条町・黒川村任意合併協議会の第7回会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりごあいさつ申し上げます。

○会長（熊倉）

皆さん、こんにちは。大変お忙しい皆様たちに度々お集まりいただきまして、大変恐縮に存じております。今梅雨時期の真ただ中ということではありますが、昨日もちょっと大きな雷が鳴っていましたが、余り問題のある事もなく、まず喜んでいる昨今でございます。また参議院選挙というような、国の行事としても非常に忙しいものもあるわけでございます。こうやって今日お運びいただいたところでございますが、昨年12月にこの協議会が発足してから、既に7回というようなことでありまして、かねてからもう一度住民説明をやらねばならないというふうに思っておったところではありますが、ある程度の資料関係を整えた段階を見て説明会に入ろうと。しかし、当初5月というようなことを目標にしておりましたけども、6月、7月と延びてまいりました。この度の協議会、そして来月14日にもう一度任協をお願いする予定ではありますが、その際には町内集落回りをするときの資料と申しますか、いわゆる住民説明にこういう事を説明したいという資料をできるだけ整えまして、住民側からは、パーフェクトなものを求められるというふうになるかと思えますけれども、物によってはそういうものもあるでしょうし、おおよそは協議会としてのとらえ方、考え方を住民に対して説明できるような資料、そういうものを次回協議会をお願いをし、少なくともお盆前までには2回目の説明会は終わっておかないとまずいいのではないかと。ちょっと遅れてしまうと早いところでは稲刈りが始まってくるような、そういう見苦しいこともできませんので、今後そういう形で進めさせていただこうかというふうに思っておりますので、あらかじめその辺のところをひとつお含みの上、いろいろとご審議いただければ大変ありがたいというふうに思います。きょうは本当に忙しいところ大変ありがとうございます。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第6条第3項の規定により、会長をお願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは、規約の定めるところに従いまして、議長として議事を進めさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いを申します。

審議をいただきます前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席について報告願います。

○事務局（羽田野）

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数35名のうち出席いただいている委員は34名、欠席の委員は1名であります。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より報告がありましたとおり、委員数35名のうち出席いただいている委員は34名であります。協議会規約第6条第2項の規定により、会議は成立するものであります。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について事務局より報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人5名、報道関係2社から申し出を受けております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より報告がありましたとおり、傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第3条により、本日の会議は公開するとすることにしてよろしいかお諮りをいたします。いかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

それでは、議案に従いまして、これから進めていきたいと思います。

では最初、3、報告事項に入ります。

報告第10号 新市名称公募結果について報告いたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（羽田野）

新市名称公募結果についてご説明いたします。

議案書3ページをお開き願います。本年4月16日から5月17日まで募集いたしました新市の名称について、総数1,515件、応募種類282種類の応募をいただきました。応募者の地域別内訳では、中条町が1,055件、黒川村334件、県内外が126件となっております。

応募方法別内訳では、応募はがきのついたチラシを両町村の全世帯に約1万部、小中学校、役場及び出先関係に5,000部、合わせて1万5,000部を配布いたしました。この応募はがきによるものが一番多く、1,262件となっており、チラシ配布による応募率は約8.4%でございます。そのほか官製はがき、Eメール、ファクス等となっております。

めくっていただいて、4ページですが、応募年齢別では10代、50代、60代の応募が多くなってございます。

続きまして、右側のページ、5ページをごらん願います。新市名称候補選定結果を掲載しております。

新市名称候補選定基準につきまして、再度確認の意味でご説明申し上げたいと思います。新市名称募集要綱と候補選定基準は、第4回協議会でご確認をいただいておりますが、参考資料といたしまして、議案書の後ろにつけてございます参考資料をごらんになっていただきたいと思いますが、そちらを見ながら説明をさせていただきたいと思います。まず、参考資料、ページつけてございませぬけれども、その最初のページでございますが、募集要綱でございます。募集の目的としまして、新市にふさわしい名称を選定するための参考とすること、それから応募者は1人につき1点とし、命名の意味、または理由を記載すること、それから応募作品の取り扱いとして、原則応募作品の中から新市名としてふさわしいものを決定するとしております。

めくっていただきまして、上段の方になりますけれども、選定方法というものがございませぬけれども、新市名称候補選定基準は別紙ということでございますので、右のページ、選定基準、選定方法というページをごらんになっていただきたいと思いますが、ここに新市名称候補選定基準として から まで条件を示してございます。それと応募された作品の中から上位5点を候補選定し、協議会に諮るとしてございます。これが第4回協議会で確認されたものでございます。

それでは、議案書5ページに戻っていただきたいと思いますが、応募総数1,515件のうち応募有効数は1,422件でございます。振り仮名未記入や1人2点以上応募などの無効数が93件でございます。

(2)は、今ほど説明しました候補選定基準による新市名称候補としまして、1点目が胎内、主な命名の意味、または理由としまして、両町村の中央を流れる胎内川は、自然をはぐくみ、地域の産業の発展に欠かせない存在であり、地域の象徴である。胎内スキー場や胎内パークホテルなど、全国的な知名度がある。2点目が中条、中世奥山荘の時代から今日まで使用され、歴史的由来がはっきりしている。駅名や高速道路のインターチェンジ名など、生活、産業の面から定着し、親しまれている。3点目が櫛形、両町村に連なり、日本で一番小さい山脈として特徴的な知名度がある。4点目が平仮名のたいない、漢字の胎内と同様ですが、新鮮さや親しみやすさを考慮し、平仮名で表記したものでございます。5点目が鳥坂、板額御前が活躍した歴史的にも有名な山であり、両町村の人々が幼少より登山し、親しみがあるということでございます。

以上、選定基準を見まして、5点上げてございます。参考としまして、6ページに応募数上位一覧表と7ページに全応募作品を掲載しておりますので、後ほどごらんになっていただきたいと思いますが、

以上でございます。

○議長(熊倉)

ただいま事務局より応募の結果について報告させていただきましたが、新市名称候補として胎内、漢字であります。それから中条、櫛形、平仮名のたいない、鳥坂の5点を選定することにいたします。

なお、次回以降の協議会で選定の手順についてご検討をお願いすることとし、今後予定されております地域懇談会、説明会で様子を見てから決定したいと思います。いかがでございませぬでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

では、ご異議ないようでございますので、そのような手順でやらせていただきたいと思います。

それでは次に、議事に入ります。

認定第1号 平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会の歳入歳出決算について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、説明をさせていただきます。

別紙認定第1号 平成15年度当協議会歳入歳出決算書をごらんになっていただきたいと思います。開いていただきまして、1ページ目、ごらん願います。

まず、歳入からご説明いたします。1款負担金、当初予算額825万円、収入済額825万円、これは両町村の負担金でございます。3分の1が均等割、3分の2が人口割となっております。中条町579万2,000円、黒川村245万8,000円となっております。

2款県支出金、当初予算額100万円、収入済額100万円、これにつきましては、新潟県市町村合併支援事業補助金でございます。

4款諸収入、当初予算額1,000円、収入済額8円、これは普通預金の利子でございます。

歳入合計、当初予算額925万1,000円、収入済額925万8円でございます。

次に、歳出でございます。1款運営費、当初予算額299万7,000円、予算流用増額68万6,560円、予算現計額368万3,560円、支出済額274万8,017円、不用額が93万5,543円でございます。1項会議費でございますけれども、当初予算額161万5,000円、予算流用増額7万1,800円、予算現計額168万6,600円、支出済額122万8,851円、不用額45万7,949円でございます。報償費でございますけれども、これは協議会4回分の委員報償費でございます。旅費につきましては、これも委員さんの費用弁償、協議会4回、勉強会2回、それから2款事業費委託料から7万1,800円を流用させていただいてございます。需用費につきましては、会議録印刷代、会議用クロス代、お茶代等でございます。使用料及び賃借料につきましては、第1回会場設営費、不用額が多くなってございますが、これにつきましては、第2回会議以降におきましては、当産業文化会館を会場として使用したことによる不用額でございます。

次のページに移りまして、2項事務費でございます。当初予算額138万2,000円、予算流用増額61万4,760円、予算現計額199万6,760円、支出済額151万9,166円、不用額47万7,594円でございます。共済費、それから賃金につきましては、当初補助職員を採用を見込んでおりましたけれども、採用しなかったことによる減でございます。不用額でございます。それから、需用費につきましては、紙代、トナー代等でございます。それから修繕費、コピーパフォーマンス料でございます。2款事業費委託料から35万6,506円を流用させていただいております。この増につきましては、議案や調整費用、資料等の印刷部数の増によるものでございます。それから役務費でございますが、通信運搬費といたしまして、郵便料、電話代、ファクス使用料等でございます。手数料でございますが、振り込み手数料でございます。その他

保険料としてございますものは、これは協議会委員さんの傷害保険をおかけしているものでございます。公務災害対象とならないということで、こちらの方で傷害保険をかけているものでございます。これも2款事業費委託料から25万8,254円を流用させていただきました。それから、使用料及び賃借料でございますが、複写機賃借料、パソコン賃借料でございます。

2款事業費でございますが、当初予算額620万円、予算流用減額68万6,560円、予算現計額551万3,440円、支出済額136万9,800円、不用額414万3,640円でございます。需用費でございますが、印刷製本費、これは協議会だより、それからアンケートの印刷代でございます。それから役務費、通信運搬費、これはアンケートの送料等でございます。需用費から24万円を流用して新しく起こした節でございます。それから、委託料でございますが、ホームページの委託料、それから管内図、両町村一緒にした管内図作成を委託したものでございます。それから、第1款の会議費、事務費の需用費、役務費に流用させていただいております。ここに不用額393万4,390円となっておりますけれども、この不用額につきましては、当初新市構想、新市建設計画を業者委託と予定してございましたが、事務局の方で行ったことによる不用額でございます。

3款予備費でございます。当初予算額5万4,000円、これにつきましては、支出はございません。

歳出合計、当初予算額925万1,000円、予算現計額925万1,000円、支出済額411万7,817円、不用額513万3,183円、歳入合計から歳出合計を差し引きいたしますと、513万2,191円、これが翌年度の繰越額となります。

めくっていただきまして、3ページに実質収支に関する調書というものがございます。これにつきましては、歳入歳出総額差し引きが今ほど申し上げました513万2,191円、翌年度へ繰り越すべき財源でございます。実質収支額が513万2,190円と、これが翌年度繰越金となるものでございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から説明をさせていただきました。

皆さんから質問、ご意見をお受けする前に、監査をやっていただいておりますので、監事の方から監査報告をいただきたいと思っております。

それでは、黒川村の小野議会議長さんからお願いをいたします。

○監事（小野）

それでは、監事を代表いたしまして、私の方からご報告申し上げます。

去る6月8日、黒川村役場2階の議長室におきまして、水澤監事さんと平成15年度歳入歳出の決算監査を行いました。決算数値につきまして、誤りがないと。そしてまた、計画された予算どおり支出されているかなど、主に監査を行いました。すべての金額が預金通帳数字でございましたので、だれにもわかるように処理されておりました。

それでは、別紙認定第1号の4ページの会計監査報告書を朗読によって行います。会計監査報告書、

平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会会計の歳入歳出決算について、現金出納帳、預金通帳及び関係書類を同事務局、職員立ち会いの上で厳正に監査した結果、その内容が適当であると認めます。平成16年6月8日、中条町・黒川村合併任意協議会監事、小野金吾、監事、水澤寅一。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ありがとうございました。

決算について何かご質問なり、ご意見ございましたらお伺いいたします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問等もないようでございますので、それでは認定第1号の平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会の歳入歳出決算については、原案のとおり認定されました。

次に、承認第8号 平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会補正予算（第1号）について議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、平成16年度補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。15ページをお開き願います。平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会補正予算（第1号）につきましては、去る6月3日に財務規程第3条第2項により専決処分を行ったものであり、今回承認を求めるものであります。

それでは、17ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ503万2,000円増額いたしまして、歳入歳出それぞれ1,696万5,000円とするものです。

第1表歳入歳出予算補正、歳入から説明をいたします。3款繰越金503万2,000円を増額するものです。計513万2,000円、これは前年度繰越金でございます。歳入合計補正前の額1,193万3,000円、補正額503万2,000円、計1,696万5,000円であります。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。1款運営費、1項会議費、報償費でございますが、218万9,000円、これは協議会委員等の報償費の増であります。月2回6カ月分を補正するものでございます。当初予算作成時には、検討会分を計上しておりませんでしたので、今回補正をさせていただいたものでございます。9節旅費61万5,000円、費用弁償の増です。これも報償費と同じく6カ月分を補正するものでございます。11節需用費37万8,000円、会議費等の増でございます。会議議事録印刷代、会議等のお茶代等でございます。

続きまして、2項事務費、9節旅費10万円、事務局職員普通旅費でございます。新規に節を起こしたものでございます。11節需用費45万円、修繕費を増額するものです。コピーパフォーマンス料、コピー代であります。印刷する枚数が非常に多くなりまして、パフォーマンス料、コピー代等が増ということで、補正をいたしました。

18ページをごらん願います。12節役務費30万円、これは手数料の増、18万円が口座振込手数料でございます。その他保険料の増、12万円、これは先ほど申し上げましたけれども、委員さんの傷害保険料でございます。

続きまして、2款事業費、1項事業費、11節需用費でございますが、100万円、これは印刷製本費の増でございます。協議会だよりの増ページ分、それからパンフレットの印刷代でございます。

歳出合計、補正前の額1,193万3,000円、補正額503万2,000円、計1,696万5,000円となります。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より説明をさせていただきましたこの案件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質疑がないようでございますので、原案のとおりとさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

異議なしと認めます。

よって、承認第8号の平成16年度中祭町・黒川村任意合併協議会補正予算（第1号）については、原案のとおり承認させていただきます。

次に、承認第9号 新市将来構想について議題とします。

事務局より説明を願います。

○事務局（小野）

それでは、承認第9号 新市将来構想についてご説明申し上げます。

新市将来構想は、合併特例法第5条の新市建設計画の前段といたしまして、新市の将来像を設定するとともに、そこに導かれたプロセスについてまとめたもので、いわゆる中間報告であります。策定方針の決定から、委員の皆さんにはご多忙にもかかわらずたびたび検討会でご意見をいただきましたことによりまして、今回一応の成果をお示しすることになりました。

内容について簡単にご案内申し上げます。議案とは別にさきに皆さんにお配りしております新市将来構想をお開きいただきたいと思います。この新市将来構想、6章立てでありまして、第1章、序論では構想の策定方針と合併議論の背景について触れております。第2章、7ページからの地域の概況では、歴史や地勢を初めとして、それぞれの町村の概要を九つの分野により紹介しております。ずっとめくっていただきまして、21ページになります。第3章、こちらの方では、主要指標の見通しといたしまして、5年ごと、平成42年までの人口と世帯数の推計をしております。これらの数値は、今後まちづくりの基本的な指標として用いられることとなります。第4章25ページから、こちらはさきに実施しましたまち

づくりアンケートの結果について掲載しております。内容といたしましては、協議会にて報告しましたとおりの内容でございます。33ページ、こちらからは第5章、こちらはこれまでの地域づくりの成果と課題と題しまして、それぞれの町村が策定しております総合計画等を検証しております。新市においては、合併前に着手した事業を継続的に実施することとしておりますが、ここでは特筆すべき事項を掲載しております。第6章、37ページになります。こちらは構想の核心とも言える新市建設の基本的理念であります。基本方針では、アンケートから自然共生型まちづくりを導き、自然と施策体系のつながりを模索しながら、教育、産業、住民生活に活用したいとするものであります。新市の将来像は、39ページでお示ししておりますように、自然が生きる人が輝く交流のまちと題しまして、施策体系の基本ともなる四つの目標とともに、主要施策の方向についても掲げております。

なお、この章には本日別にお配りしております施策体系図を挿入いたしまして、皆さんに検討いただいている施策や事業、また両町村でこれまで懸案とされてきた主要事業などをまとめまして、今後この体系により整理をしていきたいと考えております。また、42ページ、地域別整備計画につきましては、地図上で明確なゾーニングをお示ししておりません。今後新市建設計画の策定が進んで、事業の概要が明確になったところで、将来図等の作成を検討していきたいと考えております。

なお、議案配布時に検討会資料としてお配りした訂正分によりまして、表紙のタイトルを将来像に沿ったものに、また検討会時にご指摘をいただいた用語解説等につきまして、その一部を変更させていただくことを重ねてご承知おき願いたいと思います。

以上、新市将来構想の説明とさせていただきますが、ごらんのとおり基本的な事項が56ページ、体系図が入りますので、実際には57ページということになりますけれども、多くのページにわたって登載されておりますが、このご確認をいただきましたところで、事務局の方では概要版を作成して、広く住民の皆さんにも配布したいと考えておりますので、この場をおかりしましてご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（熊倉）

ただいま重要なものでございますが、新市の将来構想というような考え方等についての取りまとめ、これらについての概要を今事務局から説明あったところでございますが、何かご意見、そうしたもの等ございましたらお聞かせいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

鈴木でございます。ちょっとお尋ねしたいのでございますけれども、9ページの4番の交通体系のところではちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。ここには国道7号線あるいは290号線、113号線等々いろいろな形の中で圏域の交通体系、それらを説明されておるわけでございますが、これらを考えますときに、新しいまちづくり、一つの新市が構成されて、その輪の中に今後入らせていただくという観点から考えますと、私どもの黒中橋から下坪穴まで、それから坪穴十字から須巻方面下荒沢近くま

で、この間が基幹道路が1本しかございません。そんな形の中で、ここで現在のような体系の中で万が一大きい事故等々に遭われた場合、交通が遮断されます。先般この冬も梨ノ木峠でトレーラーの横転がございました。その折には、その道路は数時間にわたって遮断をされておるわけです。そのようなときに、救急車の出動、あるいは防災関係等々で緊急事態が発生した場合は、荒川町を通り、関川を通してその地区に入らなければならない。同じようなことが言えるわけですがけれども、この2区間が遮断されることによって、非常にその地域の人たちは今後の生活路線としての道路がこれでよいのかという、それらがいろいろ考えを持っているわけでございます。それらを考えますときには、国、県が推進する町村合併、大義名分のもとに進められることに便乗しながら、私どもの新しいまちづくりもそれらの整備が県や国が力強く推進するような形の中で進めていただきたいなど、このようなことを考えて、ぜひともこの辺の中には住民サイドでも安心して福祉関係であるとか、健康体系であるとか、地域の物流関係でも、安心して新しいまちづくりの輪の中に入っていけるような安心感の持てるのをちょっとここに盛り込んでほしいなというふうな気がするわけでございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま大変大事なご意見であります、実施ということになると、これは大変な事業であります、今の段階では意見としてここに盛り込むようにというご意見でございますので、そのように事務局にもう少し検討させてもらうようにいたします。

はい、どうぞ。

○皆藤委員

先ほど事務局から説明がありました第5章のこれまでの地域づくりの成果と課題ということで、33ページにずっと書いてあるのですが、ここに特段書いてないのですけれども、先ほどの説明の中に合併前に着手した事業を継続的に推進する云々という口述があったと思うのですが、それは本文の方のどこに書いてあるのですか。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

本文の方には特に記載をされておりません。

○議長（熊倉）

はい。

○皆藤委員

ということは、先ほど説明のあった合併前に着手した事業を継続的に云々というのは、どういう意味合いなのですか。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

行政の継続性を保持するという立場から、新市前に着手した事業についてはやっていかなければならないというようなことが言われておりますので、特にこの構想の中では特段特筆して触れているところではございません。

○議長（熊倉）

忘れていたわけではないのだけれども、まあまあいいだろうということで、事務局では書かなかったということなのです。その辺。

ほかに。

はい。

○斉藤委員

新市の構想につきましては、住民も本当に心からどういう新市ができるのだろうということを願っていると思うのです。そうしたときに、非常にこれわかりやすく、私たち何回か話し合っ、こんなにすばらしいのを事務局がつくってくださったのですけれども、この概要を縮小して住民説明会に諮るということでもございましたけれども、どれくらいに縮小するのが難しいです。その前縮小した段階でまた協議会なり、こういう会議でもって、こんな形で縮小したのだけれどもというふうなことを示していただけますでしょうか。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（小野）

今7月の末ごろから住民説明会を行うということで、一生懸命こちらの方今作業を進めている段階でございます。ただ、時間の関係上、今既に製版というか、ゲラをつくっているようなところまで作業を進めております。内容といたしましては、検討会でも少し触れましたけれども、両町村の概要が2ページ、それからアンケートの結果を2ページ、それから基本的方針としまして、この四つの目標、もちろん新市の将来像を入れたものでございますけれども、こちらの方が2ページ、それから地域の整備計画としまして1ページということで、裏表紙の方で、こちらの方は具体的にそのゾーニングできておりませんので、具体的な記載の方はありませんけれども、こういった地域の可能性がありますということで、1ページの方を費やすように今業者の方と打ち合わせの方を行っている状態です。

つまり表紙を入れまして、8ページ組みでこちらの方は説明会といいますか、一般の住民の皆様にも全世帯配布できるようにしたいというふうに考えております。なお、これらについては、その時点でここもという、この部分も盛り込んでとなると、非常に作業上難しゅうございますけれども、確実に新市将来構想を概要版として圧縮したものをこの概要版から見てとれる部分だけをまとめまして、作成させていただきますので、その案としては14日、次の協議会には皆さんの方へお披露目できるようにしたいと

考えております。

○議長（熊倉）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

もしなければ提案のとおり一応現段階ではご承認をいただきたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、承認第9号の新市将来構想につきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、議案第23号 町名、大字名の取扱いについては、先回からの継続協議の案件でございます。この案件につきましては、前回提案説明をさせていただいて案件でございますので、ご質問、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○桐生（喜四郎）委員

この大字名、町名なのですけれども、これは後の行政区の方に関係してくるわけなのですけれども、この行政区の数よりも大字の数が少ないわけです。それで、行政区自体はこれは法的なものでないのですが、大字の地名とか、そういうのは登記の関係で法的に載っているわけなのですけれども、ただこの場合、集落の上の大字だけをとるのか、あるいは地名、全部それが対象にしていくのか。その辺はどんなようなことになるわけでしょうか。

○議長（熊倉）

事務局。

○総務課長 野沢（中条町）

今の質問は、大字名だけをとるのかと、こういうことなのですけれども、まず大字名というか、1ページのところでありますか。

○桐生（喜四郎）委員

この1ページのところ。

○総務課長 野沢（中条町）

基本的には新しい新市の名前に大字だけがとれますので、何々市黒川とか、何々市下江端とか、このようになろうかと思えます。

○桐生（喜四郎）委員

その場合例えば手紙とか出す場合、現在のところは例えば大字下館の中に黒川の集落が入っておるわ

けです。行政区は、例えば黒川下町とか、何町あるわけです。ただ、この場合は大字黒川で一つになっているわけです。例えば黒川の場合塩谷という集落があるわけですが、これは大字になれば塩谷でなくて、下館という地内の中に入っているわけです。そういうふうなこと、私の考えでは行政区の名前に統一した方がどうかというふうに考えるわけですが、それでも。

○議長（熊倉）

事務局。

○総務課長 野沢（中条町）

本来町名、大字名とそれから行政区というのは、性質的に違うわけでありまして、行政区については、町、村で行政を行うために用いているものでありまして、基本的には地域の要望とか、いろんな部分があって、例えばの話が一つの大字名があったとしても、二つにぜひ分けてほしいとか、いろんな要望がありますので、行政区については地域の要望を尊重してできていると、そういうふうに解釈してほしいというふうに思います。

○桐生（喜四郎）委員

それでは、合併した後でそういうのを再調整するということですか。今は現行どおりいって。

○議長（熊倉）

どうぞ。

○総務課長 野沢（中条町）

調整方針のところにも書いてありますとおり、地域住民の要望があれば変更といいますか、名称の変更、住所等の統一をしたいと。合併後にこれを実施したいということで、調整方針のところに掲げてありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○須貝委員

今の桐生委員の質問の関連です。中条でもやはりこんがらがるところはあると思うのです。いわゆる住宅地域においては、大字をとって、従来の羽黒なら羽黒、鼓岡なら鼓岡ということになるわけですが、法的には住宅地以外は小字がつくわけです。そういう面での整理が必要かどうかという点、これはいわゆる登記簿だとか、その関係で住宅地以外は小字はとれないわけです。そういう面が一つ。

もう一つは、いわゆる中条町現在大字がついていると思いますが、中条町大字中条というところが中心部を挟んで、羽黒の周辺にも中条町中条というのがございますし、柴橋の方にも中条町中条といういわゆる字名があるわけですが、その辺この際整理ができるものならできるようにするとか、法律上のことですので、勝手にできない部分があるかと思いますが、こういう際に整理できる部分があれば、幹事会等で十分わかりやすくすることが必要だと思いますので、質問ではなくて、身近なところにそういう点がありますので、お願いしておきたいと思います。

○議長（熊倉）

いろいろ行政区と従来の戸籍上の地名、地番、これは私どもも住居表示をやったときにいろいろ経験しているのですけれども、なかなか難しい分野がたくさんありますので、趣旨はよくわかりますが、今後個々の課題として一応継続的に検討してもらおうということでひとつご了承いただきたいと思います。

ほかに何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

なければ一応ご承認いただきたいと思いますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、議案第23号の町名、大字名の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第24号 行政区名の取扱いについては、前回からの継続協議の案件でございます。この案件につきましても、前回提案説明をさせていただいた案件でございますので、ご質疑、ご意見ありましたら即時お願いをいたしたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問がないようでございますので、それでは議案第24号の行政区名の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第25号 慣行の取扱いについてご協議いただきたいと思います。これにつきましても、前回既に提案説明をしておりますので、ご質問、ご意見等ありましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第25号の慣行の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第26号 一部事務組合の取扱いについて、これをご審議いただきます。これにつきましても、前回提案説明させていただいた案件でありますので、即刻質疑をいただきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、それでは議案第26号の一部事務組合の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第27号 公共団体等の取扱いについて議題といたします。

この案件につきましても、前回提案説明をさせていただいておりますものです。皆様のご質問、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、それでは議案第27号の公共団体等の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第28号 各種事務事業の取扱いについては、前回からの継続協議の案件でございますが、一部議案の追加がございますので、事務局より説明をお願いします。

○上下水道課長近（中条町）

それでは、ただいまの議案につきまして、一部追加をしたいと思えます。皆様の方に先ほど28号の別紙ということでお渡ししてありますものでございますけれども、水道関係の料金でございます。先般説明いたしましたところでは、中条町の上水道事業、黒川村の簡易水道事業の概要と基本料金について説明は申し上げておりますが、料金の算定方法、一番下の方の表でございますが、料金の算定方法について説明しておりませんでした。下水道の方では、この算定方法の中で、基本料金につきまして、合算した額に消費税を加えまして、その合計額に1万円未満の端数が出た場合は、その端数を切り捨てるというのが中条の方法でございましたし、黒川村の方は同じことなのでございますが、10円未満の端数が出た場合には、その端数を切り捨てるというふうなことでございましたが、これにつきまして下水道と同じ考え方でございまして、現行のとおりとし、合併後黒川の例によって統一したいということでございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

今事務局より補足があった件を含めまして、28号議案についてご質疑なり、ご意見ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご質問等もないようでございますので、それでは議案第28号の各種事務事業の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第29号 各種事務事業の取扱いについては、前回からの継続協議の案件でございます。この案件につきましても前回提案説明をしておりますので、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、議案第29号の各種事務事業の取り扱いについては、原案のと

おりとさせていただきます。

次に、議案第30号 各種事務事業の取扱いについて、これは建設関係でございますが、これも先回からの継続協議であります。前回説明をいたしてありますので、ご質問等ございましたらお願いをいたします。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ないようでありますので、それでは議案第30号の各種事務事業の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第31号 各種事務事業の取扱いについて、これは公営住宅の関することではありますが、前回説明をいたしてありますので、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第31号の各種事務事業の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第32号 使用料・手数料等の取扱いについてお願いをいたします。これも先回説明をいたしてありますが、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第32号の使用料・手数料等の取扱いについては、原案のとおりさせていただきます。

以上が今まで継続協議ということでやってきた案件でございますが、次に、議案第33号 消防団の取扱いについて議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○総務課長 野沢（中条町）

それでは、議案第33号 消防団の取扱いについて説明をいたします。

1ページをお願いいたします。組織体制、応援体制ということでありますけれども、組織につきましては、中条では11分団32部、黒川村23分団1部、こういふことでありますけれども、基本的なことについては、既に消防団とも協議済みであります。調整方針は、分団の構成については、19分団55部とすると。団長以下班長まで210名の組織であります。組織図は、別紙のとおりとなっておりますけれども、3ページを参照願いたいと思います。あと定員につきましては、合併時まで調整をしたいとする方針であります。また、応援体制につきましては、合併時継続して近隣市町村との協力体制が維持できるように調整をしたいとする方針であります。

2 ページは、現状の組織でありますし、先ほど言った3 ページが組織の案であります。

続いて、4 ページをお願いしたいと思います。報酬、費用弁償であります。報酬につきましては、中条町の方が団員の分のみ低くなっているようでありますし、費用弁償につきましては、黒川村の方で一番下段の方になると思います。行方不明者の搜索、遭難者の救出等、これは山岳遭難を想定しているわけです。このようなことから、調整方針は合併後中条町の例により統一する。ただし、費用弁償については、中条町の区分に黒川村の行方不明者の搜索、遭難者の救出等の案を加えたとする調整方針であります。

続いて、5 ページであります。団員の身分、これについては大きな差異がありませんので、合併時に中条町の例により統一したいとするものであります。

続いて、6 ページであります。行事、大会等別紙のとおりということで、7 ページと8 ページに記載されておりますけれども、これは例年前年の2月までに年間の計画を立てていると、こういう状況にありますから、合併時までには調整可能ということで、合併時までには調整をするという調整方針であります。

以上で消防に関する取り扱いの説明を終わります。

○議長（熊倉）

ただいまの案件についてご質問なり、ご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○桐生委員

この消防団で一番今重要だと思うのは、団員の確保だと思うのです。この団員の編成とか、確保については、各集落に一任されているわけです。なかなか集落によっては少子化とか、若者の減少がございまして、一定の団員を確保するにはなかなか難しい傾向がございまして、それで、上の方の行政の方からある程度指導といいますか、まあ、していく必要があるのではないかなというふうに考えるわけですが、この点についてはいかがでしょうか。これは任意で、脱退、加入自由というふうにはうたっているわけですが、実際問題集落にとりますと、なかなか面倒な難しい面が出てきております。事務局もあれですけれども、幹事会の方でもたまには発言していただいて、答弁していただいて、すべて答弁は事務局ということですが、幹事会の方は行政経験長いわけですから、重要な点については幹事会の方でも意見なり、答弁をしてもらおうというふうにもお願いしたいのです。

○議長（熊倉）

今余り大きな問題でちょっと答えも出ないようでありますけれども、これは行政執行者全体、私どもも一番そうなのでありますけれども、最大に悩める今の問題点であります。その補充ということではありませんけれども、女子の方々等にもいろいろ入ってもらったり、そして任務を分担してもらいつつ、充足していくという新しい時代に向かっては新しい知恵を出し合って、そしてそれなりの自覚のもとこの編成というのは考えていかねばならないのかなというふうに思いますので、今のご発言は課題として

預けておいていただきたいというふうに思います。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、この案件につきましては、今回は提案説明ということで、次回に十分また協議いただく案件でありますので、この程度にさせて、次に進ませていただきます。

次に、議案第34号の各種事務事業の取扱いについて、総務に関することではありますが、これを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○総務課長 野沢（中条町）

それでは続きまして、議案第34号について説明いたします。

3ページからお願いしたいと思います。区長制度であります。区長報酬を除いて大きな差異は特にありません。したがって、調整方針は両町村の例をもとに、合併時までに新たな制度を構築する調整方針であります。また、下の方の連合組織として、地区別区長会及び区長連絡協議会については、地域の任意団体であることから、その設置については地区の意見を参考にし、新市において検討したいとするものであります。地区の意見を十分尊重したいと、そういう方針であります。

続きまして、4ページであります。4ページの補助、助成金制度、中条町では補助金の制度があります。したがって、調整方針は中条町の例をもとに、新市において新たに制度を構築する。要は、地域の自治組織を今後も重要視したいという方針であります。

続きまして、5ページであります。法人の育成、指導方針等、黒川村さんは該当ありません。したがって、中条町の例による調整方針であります。

続いて、6ページであります。地縁団体の認証基準、現在中条町には30ほどの団体があります。認可要件は、法律に基づくものでありますので、調整方針は現在存在する地縁団体については、新市においても引き続き存続するものとする。こういう調整方針であります。

7ページをお願いします。町民表彰、村民表彰であります。報奨制度につきましては、それぞれあるわけありますけれども、調整方針としては、新市において新たに制度を構築する。ただし、合併年度は現行のとおりとする方針であります。理由は例年報奨期間が大体11月の3日の文化の日に表彰を行っております。したがって、これは事前に事務手続が必要になってまいります。したがって、9月1日以降新市において報奨審査会を設置し、通常であれば、いつも10月ごろに開催されるわけありますので、それを踏まえて11月の3日の日新市で合同でやると、こういう流れになるかと思っております。

続きまして、8ページをお願いします。名誉町民、村民表彰であります。方針は、合併後新たに制度を構築する。現在の名誉町村民については、新市に引き継ぐものとする。これが調整方針であります。

9ページであります。総合計画、これもそれぞれあるわけありますけれども、合併後新規に構築す

る。当面今後策定される新市建設計画によるとする調整方針であります。

10ページであります。地域づくり支援、要は補助金制度でありますけれども、中条町には補助金制度があります。したがって、今後調整方針とすれば、中条町の例によるということで、補助金の名前は地域活性化補助金でありますけれども、これを継続したいとするものであります。国内姉妹都市、これは中条町にありますけれども、調整方針は境川村を含む6町村の合併により、平成16年10月12日笛吹市が設置された後、新市へ引き継ぐことを基本として、今調整中であります。

次に、12ページであります。国際姉妹都市、米国のイリノイ州とありますけれども、これも新市に引き継ぐとする調整方針であります。

13ページ、公共交通機関ということで、JR本線関係の期成同盟会であります。これにつきましても、方針は合併後新市として継続して加入をしたいとする方針であります。

14ページ、路線バスであります。それぞれの計画があるわけでありまして、バス路線は新市に引き継ぐ、ただし計画については今二つあるわけでありまして、合併後速やかに構築をしたいとする調整方針であります。

15ページであります。テレビ難視聴対策、これも合併後引き続き存続するというので、調整方針が載っております。

続いて、16ページ、行政改革大綱であります。それぞれの大綱、実施計画がありますけれども、新市において新たに策定をしたいとする方針であります。

17ページ、広報、それからお知らせ版、これにつきましても、合併時に中条町の例により統一する。名称等については合併時までには検討したいとするものであります。

続きまして、18ページであります。選挙管理委員会の委員であります。調整方針は、現在の委員は全員失職し、法令の定めるところにより4人を選出する。ただし、法令の定めるところにより議会で選挙されるまでの間両町村の委員であったものの互選により、4人をもって充てると。この法令につきましては、19ページ、今の部分については第4条でありますけれども、後で参照していただきたいと思っております。

続きまして、20ページであります。投票区及び投票所、これは現行のとおりとする調整方針であります。ただし、地域住民の意向調査により、合併を契機に投票所の変更を希望する場合は、合併後これを実施したいとする調整方針であります。

21ページ、地域防災計画について、これについてもそれぞれ防災計画があるわけでありまして、合併後速やかに策定する。ただし、策定されるまでは、現行のとおりとし、合併時の運用に支障がないように十分な調整を行う。これが調整方針であります。

22ページになります。防災会議、現状の両町村の内容はほぼ同様であります。ただ、災害時のこともあり、早急に条例等の整備が必要であり、調整方針は合併時に新規に設置したいとする方針であります。

23ページ、防災、震災訓練の状況、これにつきましては、新市において、中条町の例により継続して

実施する。要は、現行のとおり地区ごとに実施したいとするものであります。

24ページ、避難場所、施設の周知等は現行のとおりでありますし、場所、施設等については、合併時に中条町の例により統一したいとするものであります。

交通安全計画、25ページであります。合併後速やかに策定したいとする方針でありますし、26ページ、交通安全対策、これにつきましても、中条町には補助金制度があります。チャイルドシート購入補助金であります。したがって、合併時には中条町の例により統一したいとする方針であります。

交通安全対策会議、委員の構成が若干違う程度でありますけれども、合併後中条町の例により統一したいとする方針であります。

28ページであります。防犯対策、これにつきましても、合併後両町村の例により統一したいとする調整方針であります。

続いて、防犯灯の設置基準及び負担区分であります。設置基準については、その表のとおりであります。設置基準が若干違っております。したがって、調整方針は基本的には中条町の例により統一する。ただし、合併後3年間は現行のとおりとする。この理由は、黒川村さんの方で居住地域の中については、おおよそ整備されているのでありますけれども、今後住宅、新規の宅地造成により防犯灯の設置の可能性もあるので、ただし書きで3年間は現行のとおりとする調整方針であります。

30ページであります。人権擁護委員、これにつきましても、委員の定数は6名とし、任期は法令で定めるところとし、その他の事項については現行のとおりとする調整方針であります。関係法令は31ページにあります。

続いて、32ページ、黒川村は該当ありません。したがって、中条町の例による方針であります。

情報公開の取り扱い、調整方針は合併時に中条町の例により統一する。ただし、対象機関については黒川村の例によると。対象機関のところで違うのは、黒川村にある公営企業管理者でありますので、これを加えると、こういうことになると思います。

34ページも同じで、続いて35ページであります。個人情報の保護対策、この調整方針についても、先ほどと同じように、合併時に中条町の例により統一する。ただし、実施機関については黒川村の例による。同じように公営企業管理者をつけ加えたいとするものであります。

続きまして、36ページであります。インターネットのホームページ、これについては、新市において新たに開設をしたいとするものであります。現在両町村にあるわけでありましてけれども、参考までに右の一番下、財政への影響ということで、黒川村が126万からゼロになっております。これは、合併後業者委託をしないで、それぞれの課で対応したいと、そういうことであります。

続きまして、インターネットの公共端末であります。37ページ、これにつきましても、合併時に中条町の例により統一する。ただし、設置場所、台数については、合併後調整をしたいとするものであります。

ちょっと長くなりましたけれども、以上で説明を終わります。

○議長（熊倉）

ただいまちょっと長く説明がございましたが、今ほどの説明につきまして、質問なり、意見等ございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご質疑もないようでございますので、それではこの案件につきましても、今回は提案説明とし、次回に協議をいただくという案件でございますので、了承いただいて、次に進めさせていただきます。

では次に、議案第35号の各種事務事業の取扱いについて、これは建設関係事業に関することではありますが、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○建設課長 小野（黒川村）

議案第35号 建設関係事業に関すること（その2）について説明申し上げます。

3ページから5ページをごらんください。都市公園の維持管理につきましては、黒川村に都市公園がありませんので、調整方針といたしましては、中条町の例によるということでございます。

次、6ページをお願いいたします。私道整備補助、私道整備補助につきましては、黒川村では実施しておりませんので、調整方針といたしましては、中条町の例によるということでございます。

次、7ページをお願いいたします。国土調査の計画調査区、現在中条町では国土調査を実施しておりませんので、そこで調整方針といたしましては、新市において新たに構築する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊倉）

ただいまの案件についてご質疑等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ないようでございますので、それでは今回は今ほどの提案説明で終わらせていただきたいと思います。

では、次に進めさせていただきます。次に、議案第36号の各種事務事業の取扱いについて、これは環境衛生に関する部門でございます。これを議題といたします。この案件は、既に確認をいただいている議案第11号の追加議案であります。

事務局より説明をお願いいたします。

○住民福祉課長 齊藤（中条町）

議案第36号 各種事務事業の取扱い（環境衛生に関すること（その2））についてご説明させていただきます。

これは、ごみ手数料の免除についてでございますが、両町村で共通しているのが生活保護世帯、ボランティア活動を行う個人または団体、これは両町村同じでございますが、中条町ではさらにそのほか紙おむつ助成対象者の世帯、1歳未満児のいる世帯、中条町へ新規に転入する世帯についても免除をしているということから、これは合併後は中条町の例により統一するというものであります。ただし、合併年度については、現行のとおりとする。

以上でございます。

○議長（熊倉）

今ほどの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ないようでございますので、それでは36号の各種事務事業の取扱いについては原案のとおりとさせていただきます。次に進ませていただきます。

次に、議案第37号 使用料・手数料等の取扱いについて議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○建設課長 小野（黒川村）

議案第37号 使用料・手数料等の取扱い（その4）について説明申し上げます。

3ページから4ページをお願いいたします。国際交流施設使用料、新潟イリノイ友好会館は、中条町だけの施設でございますので、調整方針といたしましては、中条町の例によるということでございます。

次、5ページから7ページをお願いいたします。道路占用料、黒川村に外径が0.1メートル未満のものがある点が違いますが、県の占用料にあわせまして、調整方針といたしまして、合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

次、8ページから9ページをお願いいたします。公園占用料、使用料、黒川村には該当するものがないため、調整方針といたしましては、中条町の例による。

次、10ページをお願いいたします。公共用財産使用料、両町村同じでございますので、調整方針といたしましては、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。2番、生産物採取料、土砂の単価が違いますが、県の使用料にあわせて、調整方針といたしましては、合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

次、11ページをお願いいたします。機械等貸付料、黒川村の方が機械の種類が多くなっておりますので、調整方針といたしましては、合併時に黒川村の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。2、施設使用料、ヘリポートの使用料でございますが、中条町にはございませんので、調整方針といたしましては、黒川村の例による。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から説明のあったところでありますが、何かご質問なり、ご意見ございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別なければ以上でご質問等もないようでございますから、今回は提案説明だけにさせていただき、次回にまたご審議いただくというようなことにいたしたいと思います。

以上で予定いたしました議案につきましての審議は一応終わりました。

事務局でその他に何かありますか。

○事務局（羽田野）

次回協議会についてご説明申し上げたいと思います。

第8回協議会開催日程及び提出予定議案でございますが、日程でございますが、7月14日水曜日、午後2時から当会場を予定してございます。予定議案につきましては、行政制度調整、農林水産業、それから商工観光、財政に関する事、それとそれのほかに間に合えばもう二つ、三つ予定をしたいと思っております。それと、先ほど会長あいさつにもありましたとおり、住民説明会資料につきましてお出ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

事務局からは以上であります。委員の皆様たちから何かこの際ございましたら。格別ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、大変長時間にわたりまして、いろいろ慎重ご審議まことにありがとうございました。

先ほど新市構想というようなことで、これから中核となっていく考え方、これらが示されているところでありますが、これらを中心としながら、より具体的なものを今度この説明会には必要になってくるであろうというふうなことで、鋭意それを集約して、この次の協議会には出すようにいたしたいと思っております。そんなこと等で、これから逐次計画に向かって前進させますので、皆様方たちからも格段のご理解を賜りますことをお願いを申し上げまして、本日の協議会を終わりたいというふうに思います。